

負を有する浜松合同労働組合の半主を見るに至つた。

かくて評議會は浜松を十四工場約四千の労働者を網羅する東海上に於ける一大組織の完全を計るべくその基礎確立の目的の下に第一着手として本社に於ける労働條件改善要求を貫徹せよとせしむの如く思はれた。

さきよりや、四月二十一日、職工後藤孫兼太郎、松下花代司、近田憲三、浜松合同労働組合長島津寿平、評議會員中村猛人の五名は突如會社に左記の如き歎願状を提出したるが會社は該歎願状には職工代表の四名をさきのみふらふ回答を二十五日前九時と限定するに歎願者として名実伴はずの威迫的の觀あり、又組合代表者には何等關係なしと考慮を侵したるに、職工側は翌二十二日組合代表の文字を削除し前記職工代表三名署名の上提出した。

於茲會社は全職工を三回に召集し「今回の問題は會社對従業員の相對的関係に於て旧來の情宜により解決したし」
「労働組合の力を藉りて事を争はんとするが如きは是を行爲自体に於て考慮せざる可からざるのみふらふ殊に評議會は尤倣團體として社會に注目せらるるに非ずや」と反省を求め翌二十三日

日午前九時より回答を迫りたりし會社は茲に三者介入の非を説きて依然として前記を據り返すのみであつた。

會社の決意は強硬と見たる職工側は遂に結果二十六日朝、組合と評議會としたりと二所限し歎願事項の即答を求めたれば會社側は午後四時回答を約し一時會見を中止したるに正午過ぎるや職工約千名は事務前に集集し喧嘩を起りて威嚇程に代表者を送り即答を強要したれば會社は本要求が労働者の自発的の意思ふらばよしあれ少数の評議會雷同者が不法の力を恃みて好んで平地上に波瀾を起さんとするか如きは最早應答の餘地なしと強拒したるを以て職工一同は大いに會社の態度を難し豫め備へたる白旗を四流を押し立て、評議會幹部松葉清緒指揮の下に鴨江所ライオン館に引揚り一着四罷業を決議した。

歎 願 書

第一條 衛生設備完成御實施相成度候

(イ) 便所のふい所に便所を作ること